

「堺のめぐみ」使用許可証

年 月 日

様

堺市長



年 月 日付けで申請のあった「堺のめぐみ」使用許可（変更）について、「堺のめぐみ」使用に関する要綱第4条第2項の規定により、下記のとおり使用を許可します。

記

1 使用許可番号

2 使用を許可する期間

年 月 日 から 年3月31日まで

3 使用許可条件

- (1) 「堺のめぐみ」使用基準を遵守すること。
- (2) 申請内容を変更しようとするときは、使用許可の変更の申請を行うこと。
- (3) 使用権を譲渡し、若しくは他人に使用させ、又は許可内容以外に使用しないこと。
- (4) 「堺のめぐみ」の使用に関する要綱の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することがある。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は一切その責を負わない。
- (5) 使用方法、内容は添付の「堺のめぐみ」使用概要のとおり。（加工品、飲食店又はその他サービス業の場合のみ）
- (6) 使用状況が分かる写真又は現物を、速やかに堺市農水産課に提出すること。（加工品、飲食店又はその他サービス業の場合のみ）
- (7) 前各項のほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがある。